

総行女第 31 号
総行デ第 155 号
令和 5 年 12 月 27 日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

各都道府県情報セキュリティ担当部長
各指定都市情報セキュリティ担当部長
(情報セキュリティ担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
総務省自治行政局住民制度課
デジタル基盤推進室長
(公印省略)

地方公共団体におけるテレワークの推進について

地方公共団体におけるテレワークは、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札であるほか、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるものです。また、災害や感染症発生時に行政機能を維持するための有効な手段となるものであり、「地方公共団体におけるテレワークの推進について」(令和4年12月26日付け総行女第37号)等により、テレワークの導入、実施について積極的な取組をお願いしているところです。

今般、当室において実施した「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」の結果を公表したところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の事項に留意の上、引き続き、テレワークの推進に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1 テレワークの推進に向けた積極的な取組について

「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果」（別添）によると、地方公共団体におけるテレワークの導入状況は、令和5年10月1日現在で、1,102団体（61.6%）で導入済みとなっており、都道府県及び指定都市では全団体で導入されている一方で、市区町村においては、1,035団体（60.1%）と、前年（1,083団体（62.9%））から減少しており、約4割の団体において未導入となっている。

テレワークは、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といったBCP（業務継続計画）の観点から有用であることにとどまらない。

生産年齢人口が減少し、地方公共団体の採用試験の受験者数・競争率が長らく減少傾向にあるとともに、仕事や生活の在り方に関する価値観が多様化する中において、公務を支える有為な人材を惹きつけ、継続的に確保していくためには、そして、性別や年代を問わず育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境を整備することが求められるようになってきている中、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮でき、成長実感を通じて仕事へのやりがいや職場での働きがいを高め、エンゲージメントを向上させていくためには、柔軟な働き方の実現が不可欠であり、テレワークはこれらを実現するための重要な取組の一つである。

さらに、限られた経営資源で複雑多様化する行政課題に的確に対応するためには、業務の効率化によって捻出される資源を課題の解決や行政サービスの向上に充てていくという発想も重要であり、そのためには、テレワークの導入をきっかけとして、これまで「当たり前」と考えられてきた業務の進め方を見直すことも有効である。

これらの点を踏まえ、テレワークの推進について、改めて積極的に取り組んでいただきたいこと。特に、一般行政職員数が101名以上300名以下の団体においては61.9%、100名以下の団体においては34.2%と低い導入率であることから、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、本調査において、テレワークを実施しない理由として「情報セキュリティの確保に不安がある」と回答している団体の割合が70.0%となっている。情報セキュリティ対策については、例えば、「市町村におけるテレワーク導入事例集」（令和5年4月）で示しているとおり、イントラネット等の接続環境が整っており、セキュリティが確保されている支所等をサテライトオフィスとして活用すること、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和5年3月）を参考とすること、各団体が現行システムを契約しているベンダに相談することなどが考えられるところであり、団体の実情を踏まえご検討いただきたいこと。

また、既に導入している団体においても、より多くの職員がテレワークを実施できる環境の整備についてご検討いただきたいこと。

（総務省ホームページ「市町村におけるテレワーク導入事例集」）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000879068.pdf

（総務省ホームページ「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000873096.pdf

※ 第3編第2章「6.2 アクセス制御（2）職員等による外部からのアクセス等の制限」を参考にすること。

2 地方公共団体におけるテレワーク導入の支援策等について

総務省においては、地方公共団体におけるテレワークの導入について、以下のとおり支援等を実施しているため、テレワーク未導入の団体におかれては、これらの支援策等を活用いただき、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(1) 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き

テレワークの導入を検討している団体が参考にできるよう、令和3年4月に先進事例を踏まえた導入の手順や活用のノウハウを取りまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成し、各地方公共団体に提供している。

この手引きは、地方公共団体から寄せられた、テレワークにおける業務上・労務管理上の課題を踏まえ、テレワーク導入に向けた10の手順(ステップ)ごとの実施事項や検討のポイント等を整理したものであり、特に検討の着手に当たってのポイントは以下のとおりである。

- ① 「スモールスタートで始めること」(できるところからまずやってみる)や「在宅勤務だけがテレワークではない」(サテライトオフィスやモバイルワークという選択肢もある)という考え方に基づいて、テレワークの導入を検討すること。
- ② テレワークで実施する業務を選定する際は、「部署」単位や「職種」単位ではなく「業務」単位で検討すること。
- ③ 全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、職員一人ひとりがテレワークの意義を理解し、活用に向けて一歩先に進むために、トップが団体の将来像を描き、その実現に向けてリーダーシップを発揮すること。

(総務省ホームページ「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000746987.pdf

(一般財団法人自治体衛星通信機構ホームページ「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引きに関する説明会」)

<http://www.lascom.or.jp/movie/jichi>

(2) 市町村におけるテレワーク導入事例集

テレワークについては、比較的小規模な市町村において導入が進んでいない傾向があり、このような団体から同程度の規模の団体の取組事例を知りたいとの要望があったことを受け、令和5年4月に一般行政職員数300名以下の市町村のうち、テレワークの導入・活用が進んでいる先進団体の導入手順、取組のポイント等について取りまとめ、各地方公共団体に提供している。

(3) テレワーク導入経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について、令和6年度についても、引き続き、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずることとしている。

<対象経費>

I C T機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンククライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入に当たってのサポート費用 等

(4) テレワークマネージャーによる相談支援

厚生労働省と連携した事業として、テレワーク相談センターにおいて、テレワークを導入しようとする企業等（地方公共団体を含む。）に対しワンストップでの総合的な支援を行っており、労務管理及びI C Tに関する専門的知識を有するテレワークマネージャーが、具体的な導入支援を行うコンサルティングを無料で実施している。

（厚生労働省ホームページ「テレワーク相談センター」）

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

(5) 自治体テレワーク試行事業（参考）

地方公共団体情報システム機構（J-L I S）では、令和2年度より、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）と共同で、L G W A Nを活用した自治体テレワーク推進実証実験事業を行い、令和4年度からは試行事業として実施している。具体的には、職員の自宅にある端末から、庁内のL G W A N接続系端末へ、セキュリティを確保しつつリモートアクセスを可能とするもので、全国の地方公共団体を対象に公募の上で、全国1,007団体（令和5年12月11日時点）へ無償で提供しているものである。令和6年度に新規利用又は端末I D追加を希望される場合は、J-L I Sより各都道府県宛てに発出している通知を参考に申請いただきたいこと。

【連絡先】

全般

自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室
加藤、窪田

メール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp

電 話：03-5253-5546（直通）

情報セキュリティに関すること

自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

堀島、川合、谷村、梅内

メール：lg-security@soumu.go.jp

電 話：03-5253-5364（直通）

地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果のポイント

(令和5年10月1日現在)

<導入状況>

- 全団体（1,788団体）のうち、1,102団体（61.6%）が導入済
- 都道府県、指定都市では全団体で導入済
- 市区町村では1,035団体（60.1%）で導入しているが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたこと等を理由として、前年（1,083団体（62.9%））から導入団体数に減少がみられる。
- 導入していない理由は、「多くの職員がテレワークになじまない窓口業務等に従事している」、「情報セキュリティの確保に不安がある」との回答が多い。

| | 導入 | 未導入 | 未導入の内訳 | |
|------------------------|--------------------------------|----------------------------|------------|--------------|
| | | | 導入を検討 | 導入予定なし・未定 |
| 都道府県 [47] | 47 (47) 100% (100%) | 0 (0) 0% (0%) | | |
| 指定都市 [20] | 20 (20) 100% (100%) | 0 (0) 0% (0%) | | |
| 市区町村 [1,721] | 1,035 (1,083) 60.1% (62.9%) | 686 (638) 39.9% (37.1%) | 66 3.8% | 620 36.0% |
| 301名以上 [553] | 448 (491) 81.0% (87.1%) | 105 (73) 19.0% (12.9%) | 28 5.1% | 77 13.9% |
| 101名以上 300名以下 [677] | 419 (426) 61.9% (62.6%) | 258 (254) 38.1% (37.4%) | 24 3.5% | 234 34.6% |
| 100名以下 [491] | 168 (166) 34.2% (34.8%) | 323 (311) 65.8% (65.2%) | 14 2.9% | 309 62.9% |
| 合計 [1,788] | 1,102 (1,150) 61.6% (64.3%) | 686 (638) 38.4% (35.7%) | 66 3.7% | 620 34.7% |

- ※ 上段は団体数、下段は割合
- ※ () 内は前回調査（令和4年10月1日現在）の数値
- ※ 「導入」には「試験的・実験的に導入」を含む。
- ※ 「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示



【導入していない理由(上位5項目)】※複数回答可

- ・ 多くの職員がテレワークになじまない窓口業務等に従事している (76.4%)
- ・ 情報セキュリティの確保に不安がある (70.0%)
- ・ 電子決裁ができない (62.1%)
- ・ テレワーク導入のためにコストがかかる (61.1%)
- ・ 職員の労務管理が難しい (60.2%)

<導入団体における取組状況>

- 導入しているテレワークの形態は、「在宅勤務」以外にも「モバイルワーク」や「サテライトオフィス」を、約4分の1の団体が導入している。
- 4割弱の団体が非常勤職員もテレワーク実施の対象としている。
- 実施可能な環境にある職員の割合は、「0%以上30%未満」から「80%以上」までばらつきがある。
- 利用率は、「0%以上30%未満」が最も多くなっている。

1. 導入しているテレワークの形態

| | 在宅勤務 | モバイルワーク | サテライトオフィス |
|------|---------|---------|-----------|
| 団体数 | 1,056 | 326 | 258 |
| 【割合】 | 【95.8%】 | 【29.6%】 | 【23.4%】 |

※ 複数回答可

2. 非常勤職員を対象としているか

| | 実施対象 | 実施対象外 |
|------|---------|---------|
| 団体数 | 422 | 680 |
| 【割合】 | 【38.3%】 | 【61.7%】 |

3. テレワークを実施可能な環境にある職員の割合

| | 0%以上 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 80%未満 | 80%以上 | 不明 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------|---------|
| 団体数 | 186 | 95 | 131 | 452 | 238 |
| 【割合】 | 【16.9%】 | 【8.6%】 | 【11.9%】 | 【41.0%】 | 【21.6%】 |

※ 一般行政職員に占めるテレワーク実施可能な環境にある職員の割合
(団体により、新型コロナウイルス感染症対応の業務等、テレワークの実施が困難な業務に従事する職員を除いて算出している場合がある。)

4. テレワークの利用率

| | 0%以上 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 80%未満 | 80%以上 | 不明 |
|------|---------------|----------------|----------------|--------|---------|
| 団体数 | 765 | 10 | 11 | 4 | 312 |
| 【割合】 | 【69.4%】 | 【0.9%】 | 【1.0%】 | 【0.4%】 | 【28.3%】 |

※ 実施可能な環境にある職員のうち、実際にテレワークを利用した職員の割合
(平均)

＜地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果＞

(表の上段は団体数、下段は割合)

1. テレワークの導入状況

| | 導入 | 未導入 | R5年度中の | R6年度からの | R7年度からの | 導入予定なし・未定 |
|------------------------|--------------------------------|----------------------------|------------|------------|------------|--------------|
| | | | 導入を検討 | 導入を検討 | 導入を検討 | |
| 都道府県 [47] | 47 (47) 100% (100%) | 0 (0) 0% (0%) | | | | |
| 指定都市 [20] | 20 (20) 100% (100%) | 0 (0) 0% (0%) | | | | |
| 市区町村 [1,721] | 1,035 (1,083) 60.1% (62.9%) | 686 (638) 39.9% (37.1%) | 19 1.1% | 36 2.1% | 11 0.6% | 620 36.0% |
| 301名以上 [553] | 448 (491) 81.0% (87.1%) | 105 (73) 19.0% (12.9%) | 12 2.2% | 12 2.2% | 4 0.7% | 77 13.9% |
| 101名以上 300名以下 [677] | 419 (426) 61.9% (62.6%) | 258 (254) 38.1% (37.4%) | 3 0.4% | 16 2.4% | 5 0.7% | 234 34.6% |
| 100名以下 [491] | 168 (166) 34.2% (34.8%) | 323 (311) 65.8% (65.2%) | 4 0.8% | 8 1.6% | 2 0.4% | 309 62.9% |
| 合計 [1,788] | 1,102 (1,150) 61.6% (64.3%) | 686 (638) 38.4% (35.7%) | 19 1.1% | 36 2.0% | 11 0.6% | 620 34.7% |

※ () 内は前回調査(令和4年10月1日現在)の数値

※ 「導入」には「試験的・実験的に導入」を含む。

※ 「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示

2～6は導入団体(1,102団体)が対象

2. 導入しているテレワークの形態

| | 在宅勤務 | モバイルワーク | サテライト オフィス |
|--------------|----------------|--------------|---------------|
| 都道府県 [47] | 47 100% | 42 89.4% | 40 85.1% |
| 指定都市 [20] | 20 100% | 17 85.0% | 12 60.0% |
| 市区町村 [1,035] | 989 95.6% | 267 25.8% | 206 19.9% |
| 合計 [1,102] | 1,056 95.8% | 326 29.6% | 258 23.4% |

※ 複数回答可

3. 非常勤職員を対象としているか

| | 実施対象 | 実施対象外 |
|--------------|--------------|--------------|
| 都道府県 [47] | 33 70.2% | 14 29.8% |
| 指定都市 [20] | 19 95.0% | 1 5.0% |
| 市区町村 [1,035] | 370 35.7% | 665 64.3% |
| 合計 [1,102] | 422 38.3% | 680 61.7% |

5. テレワークを実施可能な環境にある職員の割合

| | 0%以上 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 80%未満 | 80%以上 | 不明 |
|--------------|---------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 都道府県 [47] | 1 2.1% | 0 0% | 2 4.3% | 41 87.2% | 3 6.4% |
| 指定都市 [20] | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 16 80.0% | 4 20.0% |
| 市区町村 [1,035] | 185 17.9% | 95 9.2% | 129 12.5% | 395 38.2% | 231 22.3% |
| 合計 [1,102] | 186 16.9% | 95 8.6% | 131 11.9% | 452 41.0% | 238 21.6% |

※ 一般行政職員に占めるテレワークを実施可能な環境にある職員の割合
 (団体により、新型コロナウイルス感染症対応の業務等、テレワークの実施が困難な業務に従事する職員を除いて算出している場合がある。)

6. テレワークの利用率

| | 0%以上 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 80%未満 | 80%以上 | 不明 |
|--------------|---------------|----------------|----------------|-----------|--------------|
| 都道府県 [47] | 26 55.3% | 3 6.4% | 3 6.4% | 0 0% | 15 31.9% |
| 指定都市 [20] | 11 55.0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 9 45.0% |
| 市区町村 [1,035] | 728 70.3% | 7 0.7% | 8 0.8% | 4 0.4% | 288 27.8% |
| 合計 [1,102] | 765 69.4% | 10 0.9% | 11 1.0% | 4 0.4% | 312 28.3% |

※ 実施可能な環境にある職員のうち、令和5年4月1日から9月30日の間に、実際にテレワークを利用した職員の割合(平均)

7は未導入団体（686団体）が対象

7. テレワークを実施していない理由

| | 団体数 | 割合 |
|-------------------------------|-----|------|
| 多くの職員がテレワークになじまない窓口業務等に従事している | 524 | 76.4 |
| 情報セキュリティの確保に不安がある | 480 | 70.0 |
| 電子決裁ができない | 426 | 62.1 |
| テレワーク導入のためにコストがかかる | 419 | 61.1 |
| 職員の労務管理が難しい | 413 | 60.2 |
| 紙資料の電子化が進んでいない | 376 | 54.8 |
| 推進体制の構築が難しい | 354 | 51.6 |
| 職員の自宅にテレワーク環境が整っていない | 259 | 37.8 |
| 業務の進捗管理が困難 | 252 | 36.7 |
| 関連規程をどのように整備したらよいかわからない | 240 | 35.0 |
| テレワーク導入のための人材が不足している | 239 | 34.8 |
| 人事評価などのマネジメントが難しい | 216 | 31.5 |
| 職員間のコミュニケーションが不足する | 170 | 24.8 |
| 職員や住民の理解が得られない | 103 | 15.0 |
| 実施したいが、どう進めてよいかわからない | 63 | 9.2 |
| その他 | 38 | 5.5 |

※ 複数回答可